

社労士法人 大竹事務所 通信

平成 29 年 11 月
(Vol. 133)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301
電話：06-6147-4763 F A X：06-6147-4795
e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp
URL：http://www.e-jinji.jp/
http://osaka-otake.com/

「過重労働解消キャンペーン」が 実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

実施期間は 11 月 1 日～30 日となっています。

◆主な実施内容

(1) 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 事業場などへの重点監督

<監督の対象となる事業場等>

- ・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

<重点的に確認される事項>

- ・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・賃金不払残業が行われていないか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
- ・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

<書類送検>

- ・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表（4）電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

- (5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発
- (6) 過重労働解消のためのセミナー開催

全国で合計 66 回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます（参加無料）。

◆労務監査をご存知ですか？

近年、「働き方改革」の名のもとに、過重労働を抑制し、労働環境を改善していくことが、企業にとって重要な課題となっています。

労働経営環境を把握する一つ的手段に「労務監査」があります。労務監査を受けて健全であるとの証明が得られれば、対外的にアピールすることができ、人材確保時にも有利に働きます。

大竹事務所では、この労務監査のお手伝いもさせていただいております。詳しくは、弊所ホームページをご覧ください。

(<http://osaka-otake.com/roumukansa>)

人材確保策として有効？ 今どきの「社員寮・社宅」事情

◆ねらいは優秀な人材の確保

今、社員寮や社宅を復活させたり充実させたりする企業が相次いでいるようです。福利厚生での充実ぶりをアピールすることで、優秀な人材を確保したいという企業側のねらいが背景にあるようです。

これまでも、企業は採用状況が厳しくなると社員寮の充実に力を入れる傾向がありましたが、昔のような相部屋では、今どきの若者には敬遠されてしまいます。

そのため、家賃が安く、なおかつ“プライバシーが確保されつつも、入居者同士が適度に付き合える”環境を整備した社員寮が人気ようです。

◆社員寮・社宅の効用

人材確保という面では、社員寮に入居すれば社員の親にも安心してもらえるので、採用活動にプラスになるというメリットがあります。また、食事の提供などによって社員の健康対策・メンタル対策としての役割や、災害時には社員の安全を守り、業務の早期復旧を目指すという目的もあるようです（実際、社員寮に非常食や発電機などを備えている所もあるそうです）。

他にも、自社の社員だけでなく、複数の企業の社員が共同で暮らす社員寮も出てきており、会社の枠を超えての交流ができると人気ようです。

このように、社員寮は人材の確保・離職防止に役立つだけでなく、共同生活によって社員同士のコミュニケーションが増えることで連帯感が生まれ、職場の活性化にもつながったりすることから、会社だけでなく社員の側からもその重要性が見直されているようです。

社員寮・社宅は、運営コストかかり業務が煩雑であるため、企業にはそれなりの負担がかかりますが、それ以上の効用が会社・従業員双方に期待できそうです。

◆社宅がある企業の割合

人事院が行った「平成 28 年 民間企業の勤務条件制度等調査」の結果によると、常時従業員数 50 人以上の全国の企業 4,438 社のうち、社宅を有する企業の割合は 46.8%となっています。また、保有形態別（社宅を有す

る企業を 100 とした場合）でみると、自社保有社宅を有する企業の割合は 31.2%、借上げ社宅を有する企業の割合は 92.2%となっています（複数回答）。

新卒採用に役立つ 「コースエール認定制度」

◆2018 年卒業予定者の内定率は 80%超

9 月中旬に株式会社マイナビが公表した調査結果で、2018 年卒業予定の大学生・大学院生の 8 月時点の内々定率は 82.7%と、前年同月比で 5.2 ポイント上回りました。中でも、理系院生の内々定率は 94.5%、理系男子で 89.6%、理系女子で 87.6%と、非常に高い結果となりました。しかし、未内定者も含めて約 3 割が「就職活動を継続する」と回答しており、多くの企業が内定式を行う 10 月を過ぎた今も、就職活動を続けている学生がいます。

◆学生は「個人の生活と仕事を両立させたい」

株式会社ディスコが行った「大学生就職意識調査」の結果によれば、「楽しく働きたい」（29.7%）、「個人の生活と仕事を両立させたい」（26.2%）、「人のためになる仕事をしたい」（16.1%）と答えた学生が多く、特に「個人の生活と仕事を両立させたい」は、他の 2 つと異なり前年比でポイントを伸ばしています。

また、例年より大手志向の学生が多く、中小企業では予定採用数に達していないところが多くあると見られています。

◆中小企業のための「コースエール認定制度」

この制度は、大手企業より不利とされる中小企業の採用活動を支援するため、2015 年 10 月に施行された若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が認定するものです。

認定企業のメリットとして、（1）ハローワークで重点的に PR してもらえる、（2）若者雇用促進総合サイトで紹介される、（3）認定企業限定の就職面接会に参助成金・トライアル雇用助成金の助成額がアップされる、（5）日本政策金融公庫の低利融資が受けられる、などがあります。

◆他企業との差別化に有効？

今年8月末時点の認定企業数は全国で232社とまだまだ少ないことから、今のうちに認定を受ければ、他社よりも「ワークライフバランス重視の企業」と学生に感じてもらえるかもしれません。ただし、認定を受けるには所定外労働時間数や有給取得率で一定の要件を満たしていること、人材育成の仕組みが整っていること等が求められます。

若手の採用や定着率アップに取り組みたいと考えている場合は、認定を受けることも検討してみたいはいかがでしょうか？

冬を元気に乗り切るために… インフルエンザ、今年は早めに対策を！

◆早くも流行の兆し

今冬は寒さが厳しくなると言われる中、例年は12月から始まるインフルエンザの流行が、今年はすでに10月上旬から意識され始めています。

インフルエンザで会社を休む従業員が続出して困った…という経験を持つ企業は少なくありません。納期を守れず顧客に迷惑をかけてしまったり、営業活動に支障が出て業績が落ちてしまったりするなど、深刻な問題となることもあります。

インフルエンザはいったん流行すると爆発的に広がるため、流行前からの注意が必要です。

◆早めに対策を講じることが重要

流行期が例年よりも早いいため、今年は特に、早めの予防対策の徹底など注意が必要だと言えます。

予防方法として最も有効で効果が高いと言われているのは、インフルエンザワクチンの接種です。しかし、通常、接種の効果が現れるまでには約2週間かかります（その後は、約5カ月程度は効果が持続します）。

本格的な流行が始まる前に予防接種を受けておくよう、アナウンスすることが望ましいでしょう。

◆職場でできる予防方法

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなると言われています。

加湿器などを使って職場を湿度50～60%に保つことも効果的です。

また、ウイルスは「手」を介して体内に侵入することが多いため、これを遮断するために、手洗いを正しい手順で行うほか、アルコール手指消毒剤を活用することも有効です。職場にアルコール手指消毒剤を備えておけば、それだけでも予防対策の効果は上がります。

なお、インフルエンザの流行動向は、国立感染症研究所のホームページなどでチェックできますので、随時チェックしておきましょう。

11月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

編集後記

11月になり、そろそろ暖房が恋しくなってきました。10月は雨ばかりで、すっかりした秋空はほとんど見られませんでしたね。長雨や台風などで被害を受けられた地域が早く復旧することをお祈り申し上げます。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.0）